

子宮頸がん検診が変わります ～受診可能な年齢等が変更となります～

子宮頸がん検診について

令和7年度から子宮頸がん検診の受診可能年齢等が変更になります。下記より対象者年齢、変更点をご確認ください。

◎対象年齢

HPV検査単独法の対象となっている方は今年度は是非ご受診ください！

年齢変更有
要チェック

細胞診	HPV検査単独法※1
20歳（H16.4.2～H17.4.1）	30歳（H6.4.2～H7.4.1）
22歳（H14.4.2～H15.4.1）	35歳（H1.4.2～H2.4.1）
24歳（H12.4.2～H13.4.1）	40歳（S59.4.2～S60.4.1）
26歳（H10.4.2～H11.4.1）	45歳（S54.4.2～S55.4.1）
28歳（H8.4.2～H9.4.1）	50歳（S49.4.2～S50.4.1）
62歳（S37.4.2～S38.4.1）	55歳（S44.4.2～S45.4.1）
64歳（S35.4.2～S36.4.1）	60歳（S39.4.2～S40.4.1）
：	
R7.4.1時点の年齢が偶数年齢の方	上記年齢以外にも特例措置として対象になることがあります。※2

※1 HPV検査単独法の対象年齢の方には無料クーポンまたは受診券を送付しています。検診当日に持参されない場合は受診できませんのでご注意ください。

※2 入院、出産等特別な事情があった方に限り受診可能とする場合があります。詳しくは健康増進センター（電話 048-424-9128）までにお問い合わせください。

◎変更点

R6年度

検査方法	
細胞診	HPV検査単独法
受診間隔	
毎年受診可	毎年受診可
対象年齢	
20歳代、62歳以降	30～60歳

R7年度から

検査方法	
細胞診	HPV検査単独法
受診間隔	
2年に1回	5年に1回
対象年齢（4月1日時点の年齢）	
20歳代、62歳以降の偶数年齢	30、35、40、45、50、55、60歳

HPV検査単独法対象者の方へ

HPV検査単独法は5年に1回の受診になります。対象年度に受診をしなければ次回の受診まで4年間も期間が空いてしまいます。そのため、**対象年度には必ず受診することをお勧めします。**

HPV検査単独法とは？

- ①はじめに子宮頸がんになっているかではなく、原因となるHPVに感染しているか（がんになるリスクがあるか）をHPV検査で確認します。
- ②結果が陽性の方のみ細胞診という検査法でがんになるまでの進行度をチェックします。
その他子宮頸がん検診について詳しく知りたい方は和光市ホームページをご確認ください。



市HP
「令和7年度子宮頸がん検診について」

HPVワクチン接種はお済みですか？



小学6年生から高校生1年生相当の女性は、子宮頸がんの原因として頻度の高いHPVの感染予防効果のあるワクチンを定期接種（無料）で受けることができます。対象の方がご家族にいらっしゃいましたら、お早めの接種をご検討ください。

1 HPVワクチン

HPVの感染を予防します

2 子宮頸がん検診

がんを早期発見し治療します
※ワクチンで防げないHPV感染もあるため、
子宮頸がん検診を定期的に受診することが大切です。

※HPVワクチンは接種の完了まで、6ヵ月程度要します。